

令和5年7月7日

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英俊

一般競争について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年4月28日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 品名等

品名、規格、単位、数量
3 1/2tトラック（長）ほか2件 別紙第1「内訳書」のとおり

※ 本入札は使用済車両の売払いを目的とし、解体及び破碎を要する。

##### (2) 搬出場所

陸上自衛隊島松駐屯地

##### (3) 搬出期限

代金納付の日から5日以内（令和5年11月30日（木）までに搬出）

#### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

##### (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

##### (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

##### (3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」の「A」、「B」又は「C」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

##### (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

##### (5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

##### (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業）を有する者又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、契約担当官から承認を受けた者であること。

##### (7) 前号により下請負者として承認されていない者であること。

#### 3 契約条項等を示す場所

契約条項並びに「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

#### 4 競争入札執行の日時及び場所

##### (1) 日 時

令和5年9月5日（火）10時00分

##### (2) 場 所

陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

## 5 落札決定方法

- (1) 総額（税込）により決定する。
- (2) 予定価格以上の最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
なお、同額の場合は抽選により決定する。

## 6 保証金、違約金及び損害賠償金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除する。  
ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金は免除する。  
ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。
- (3) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

## 7 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札金額が判別し難い入札書、入札者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない入札書
- (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書
- (5) 電話、電報及びFAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、売払い物品の解体に関する特約条項を付する。

## 9 現場説明会等

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 現物確認  
ア 現物確認を希望する者は、調整の上、令和5年7月10日（月）08時15分から同年8月18日（金）17時00分までの間（休日及び祝日を除く。）において視認されたい。  
イ 調整先  
陸上自衛隊東千歳駐屯地 第101高射直接支援大隊（担当：中江）  
電 話 0123-23-5131（内線4171）

## 10 その他

- (1) 提出書類  
ア 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該写しを入札時まで提出する。（FAX可）

イ 「引取業」、「フロン類回収業」、「解体業」及び「破碎業」の4つの業種資格すべてを有する者は、それぞれ証明できる書類の写しを入札日前日までに提出する。(FAX可)

ウ 「引取業」の資格を有し、他の3業種を他業者に下請けさせる者は、入札日前日までに「引取業」を証明できる書類の写し、下請けさせる者の資格を証明できる書類の写し及び「下請負承認申請書」を提出する。(FAX不可)

なお、「下請負承認申請書」には下請負者の連絡先及び担当者名を記載する。

エ 代表者以外の入札者は、委任状を入札時に提出する。

なお、郵便入札の場合も同様とする。

(2) 下請負者の確認

ア 契約担当官は、下請負承認申請の承認に当たって、「下請負承認申請書」に記載された下請負者に電話等により確認する。確認ができなかった場合は、下請負を承認しない。

イ 契約担当官の電話等による確認期間は、入札日前日までとする。

(3) 入札書の記載要領

ア 入札書に記載すべき金額は、消費税に相当する金額を含んだ金額とする。

イ 品目ごとの金額の内訳を入札書に記載又は添付する。

(4) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨する。(コロナウイルス感染防止のため。)

イ 郵便入札の要領等

(ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

(イ) 送付期限

令和5年9月4日(月)17時00分(必着)

(ウ) 送付要領

a 入札書は、「3 1/2 tトラック(長)ほか2件 入札書在中」と朱書きされた小封筒の中に入れて封印する。

b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)を郵送用封筒に入れて書留郵便又はメール便にて送付する。

(エ) 到着の確認

郵送により入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。

(5) 再度入札

ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。

イ 郵便による入札者がいる場合

(ア) 再度入札の実施日時

令和5年9月8日(金)13時00分

(イ) 郵便入札の要領

a 送付期限

令和5年9月8日(金)11時30分(必着)

b その他の要領

初度の入札と同様とする。

(6) 売払物品の引取等

ア 売払物品は現状渡しであり、細部仕様は現物優先とする。なお、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

- イ 売払物品の引取りに際しては、事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は、全て買受人の責任において処理すること。
  - ウ 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
  - エ 売払物件の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (7) 所有権移転の時期  
売払物品の引渡が完了したときとする。
- (8) 輸出制限  
当該売払車両部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要である。
- (9) 入札当日において、駐屯地内は調達会計部事務室、入札会場及び厚生センター以外への立入りは認めない。やむを得ない事情が発生した場合は、事前に担当者に申し出をして了承を得ること。この際、必要に応じ官側は立会する。  
なお、駐屯地への入門は、入札開始時刻の概ね30分前からとし、入札会場には、入札開始時刻の概ね20分前から入室できる。
- (10) 入札に関する問い合わせ先
- ア 売払物品に関する事項  
第9項(2)イのとおり
  - イ 入札及び契約等に関する事項  
〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課(担当:石川)  
電話 0123-36-8611(内線5339)  
FAX 0123-36-8719(直通)
- (11) 公告掲示場所
- ア 掲示板
    - (ア) 島松駐屯地
    - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
  - イ 北海道補給処ホームページ  
<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (12) 公告掲示期間  
令和5年7月7日～令和5年9月5日

## 内 訳 書

番号	品 名	規 格	単 位	数 量
1	3 1/2 tトラック (長)	いすゞSKW491	両	1
2	3 1/2 tトラック (長)	いすゞSKW514	両	1
3	2 1/2 t 発電機トレーラ	GT25-01B	両	1

装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

調達要求番号： /

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
使用済車両売払い	GV-Z001013C	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成30年 6月13日
	変 更	令和 4年 7月14日
作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下，“車両”という。）の売払いについて規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

#### 1.2.2

##### 自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

#### c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

## 2 売払いに関する要求

### 2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 契約の相手方は，“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“法律”という。）に基づき実施する。
- 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

c) 売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

## 2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。

## 2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

## 2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

## 2.5 引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたっては、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。また、引渡車両の解体・処分の確認のため車体番号ごとに破砕又は溶解後15日以内に撮影した工程写真を添付する。なお、車台番号の断片確認が困難な場合は、必要に応じ官側の現地確認を受ける。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

### 4.2 安全管理

売払い処分における作業は、安全管理に万全を期する。

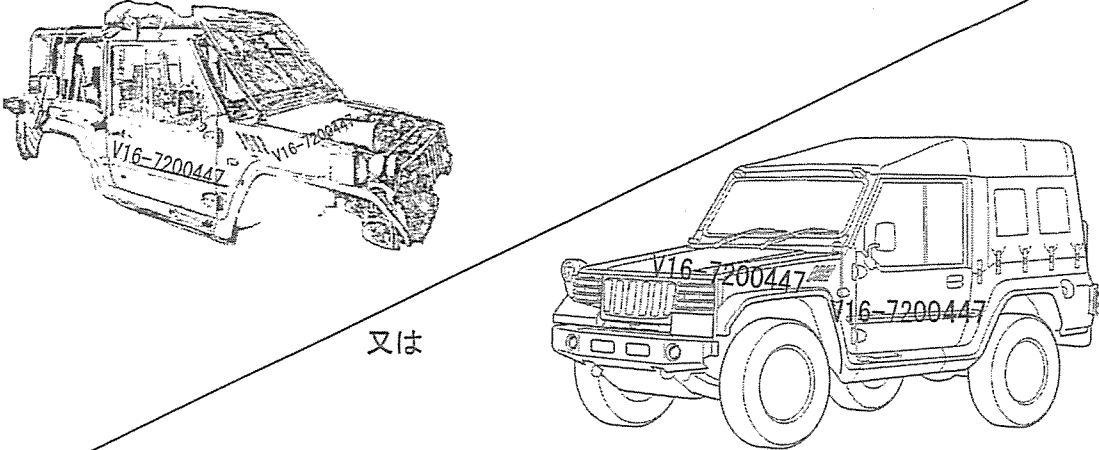
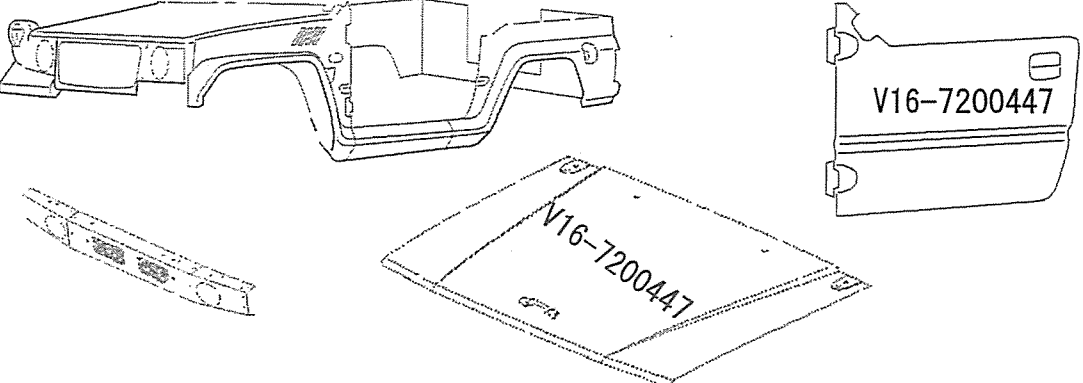
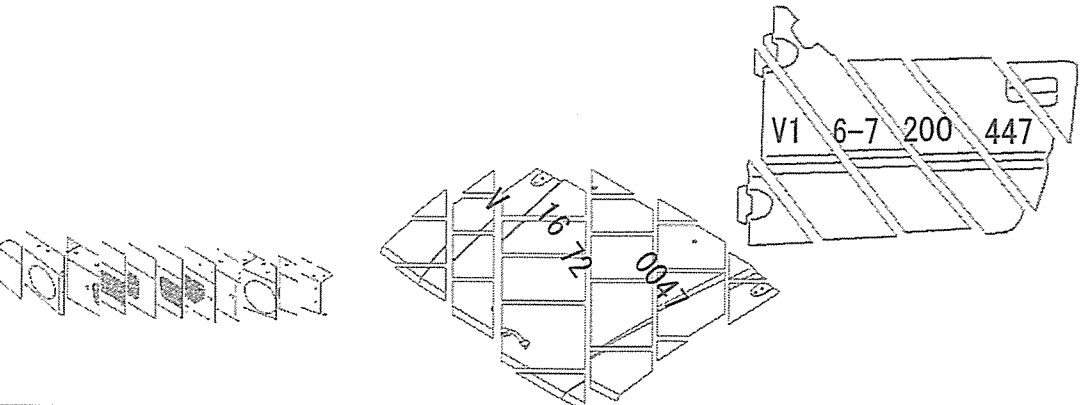
### 4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。



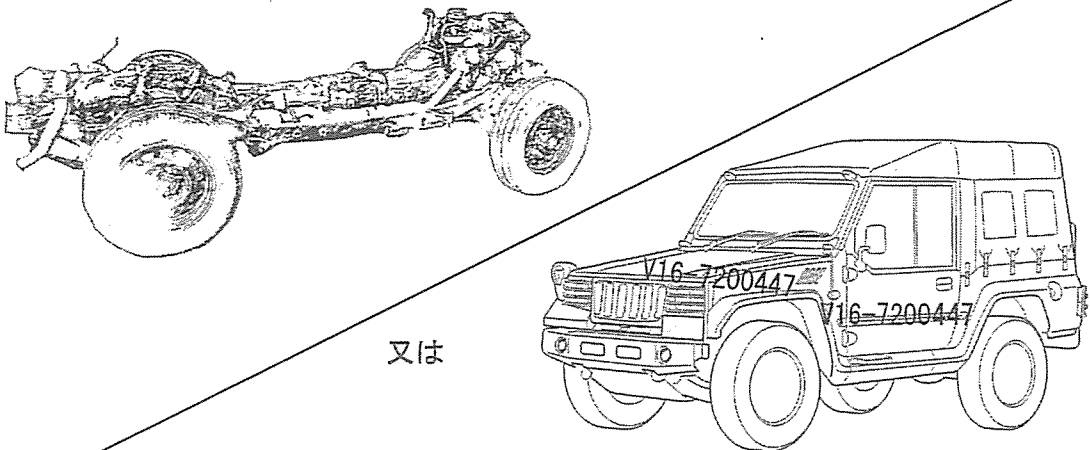
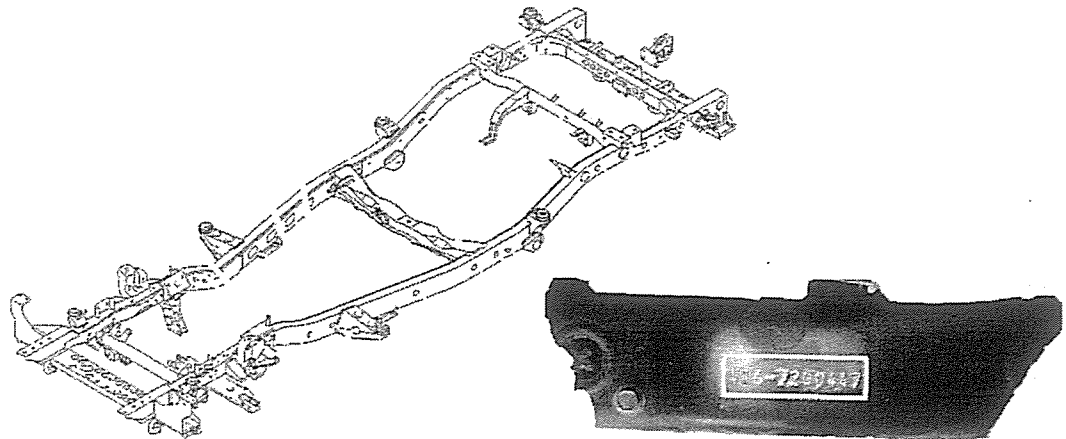
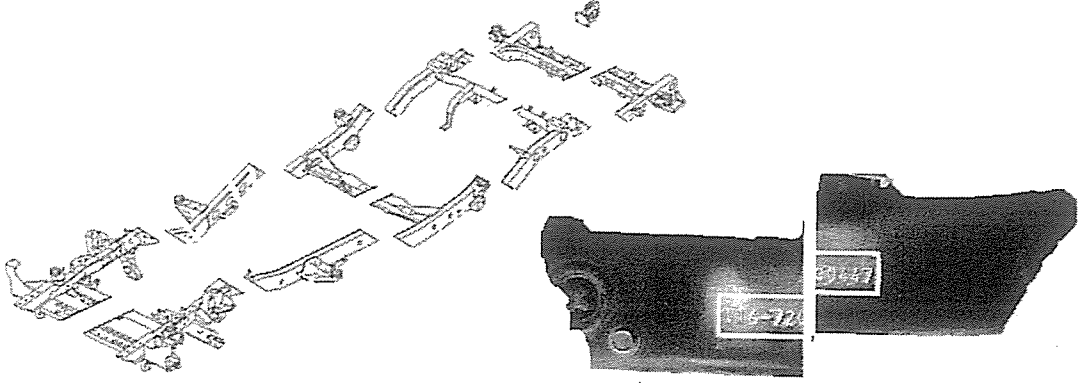
表1-提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記	
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。	
2	下請負承認申請書 <sup>b)</sup>			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1都道府県知事の許可証を添付	
3	作業工程表			契約書締結までに。	-	
4 <sup>c)</sup>	解体及び破碎(又は溶解)の工程写真			作業完了後15日以内	車台番号ごと、作業前、解体後、粉碎(又は溶解)後に撮影する。 様式は、図1及び図2による。	
5 <sup>c)</sup>	解体証明書					様式は、図3による。
6 <sup>c)</sup>	破碎(又は溶解)証明書					様式は、図4による。
<p>注<sup>a)</sup> 提出先は、調達要領指定書によって指定する。</p> <p>注<sup>b)</sup> 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。</p> <p>注<sup>c)</sup> 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。</p>						

車台番号 (車番)	○○○○○○ (○○-○○○○)
	キャビン・ボデー等外装部品
作業前	<p>解体作業前の写真を添付 (絵はイメージ)</p> 
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付 (絵はイメージ) 車台番号を付したボンネット及びドアなどは単独で撮影する。</p> 
破碎又は 溶解後	<p>破碎又は溶解した状態の写真を添付 絵は破碎 (せん断) した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破碎 (プレス) 及び溶解による場合も車台番号の断片が分かるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。</p> 

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図1-工程写真の様式

車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
	フレーム
作業前	<p>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）</p>  <p>又は</p>
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ）</p> 
破砕又は 溶解後	<p>破砕又は溶解した状態の写真を添付 絵は破砕（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破砕（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片がわかるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。</p> 

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図2-工程写真の様式

年 月 日

## 解体証明書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇  
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図3—解体証明書の様式

年 月 日

## 破 碎 (溶 解) 証 明 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊〇〇駐屯地  
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇  
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には、現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図4－破碎（溶解）証明書の様式

調達要領指定書	調達要求番号	/
	調達要求年月日	令和5年6月16日
	作成部隊	第101高射直接支援大隊
	作成年月日	令和5年6月16日
品名	3 1/2tトラック(長)ほか2件	
仕様書番号	GV-Z001013C	

指定事項: 3 1/2tトラック(長)ほか2件

1 品名・数量等

連番	品名	規格	単位	数量
1	3 1/2tトラック(長)	いすゞSKW491	UN	1
2	3 1/2tトラック(長)	いすゞSKW514	UN	1
3	2 1/2t発電機トレーラ	GT25-01B	UN	1
		以下余白		

2 引渡場所

引渡場所は、「島松駐屯地」とする。

3 官側の立ち会い

引渡時に係の点検立会を実施する。解体及び溶解については、必要に応じ官側の立会を実施する。

4 完了検査の要領

解体証明書又は溶解証明書の確認をもって完了とする。

5 書類提出先等

〒066-8577 北海道千歳市祝梅1016  
陸上自衛隊 東千歳駐屯地 第101高射直接支援大隊  
電話 0123-23-5131(内線4171)